

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議内容（概要）

日時・場所

令和2年5月1日（金）13：30～14：30 大阪市役所5階 特別会議室

出席者

市長、高橋副市長、朝川副市長、山本副市長、人事室長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、契約管財局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、消防局長、教育長、市会事務局長、都島区長、此花区長、東淀川区長、東成区長、生野区長

内容

・危機管理監

会議開始

これまでの感染症への対応の現状について健康局長から報告願う。

・健康局長

感染症への対応状況について報告

- ・新型コロナウイルス感染症 発生状況
 - ・陽性者の状況
 - ・検査の状況
 - ・相談件数
- ・新型コロナウイルス感染症検査体制の拡充（ドライブスルー検査）
- ・大阪市立十三市民病院の医療提供

・高橋副市長

現在、重症者用の病床及び中等症者用の病床の状況を報告願う。

・健康局長

大阪府からの情報によると4月中に重症者用の病床を150余り確保していると聞いている。重症者用の病床は確保できていると考えている。

中等症用の病床については、手元に資料がなく不明。

・危機管理監

新規陽性者数の推移をみると、リンク不明が減ってきている。

これまでの全国的な対策及び本市の対策が影響してきているという評価ができるのか。

・保健所長

そこまでの評価は現時点ではできていない。

・危機管理監

評価を行うことは難しいということか。

・保健所長

リンク不明が減ってきているというのは良い傾向だと言える。

・市長

十三市民病院において、出産予定者で他の医療機関に紹介する予定の残り 41 名について、紹介の目途は立っているのか。

・健康局長

目途はついていると聞いている。

・危機管理監

次に、本市におけるこれまでの主な取り組みについて私から報告する。

・危機管理監

本市におけるこれまでの主な取り組みについて報告

・高橋副市長

本市関連施設の休館の周知について、国の緊急事態宣言の延長が発出された際には速やかに市民に周知すること。

・危機管理監

これまでは大阪府の方針に従い対応をしている。

大阪府の方針が出れば、速やかに市民に周知していく。

・市長

国の専門家会議を受け、安倍総理からも長期間の対応が必要となるという話でている。現在行っている対策や生活が厳しくなる人達への支えについて、年内は継続して実施していく考えをもって準備していくことが必要と考える。

そういう覚悟を持って対応していくこと。

- ・危機管理監

次に、本市における新型コロナウイルス感染症対策にかかる体制等について、人事室長から報告願う。

- ・人事室長

本市における新型コロナウイルス感染症対策にかかる体制等について報告

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる業務執行体制
- ・各所属への応援要請状況（保健師等の専門職以外の状況）
- ・各制度の利用状況

- ・朝川副市長

特別定額給付金についての問い合わせのため、市民が区役所に（多く）来庁されることが想定される。

区役所、市民局、人事室で調整し、対応すること。

- ・人事室長

了解した。

- ・危機管理室

次の議題

まず、現在の状況だが、昨日、現在発出されている緊急事態宣言を延長する考えを安倍首相は示している。

連休中に政府は5月4日に本部会議を開き、方向性を出す予定。

大阪府においては5月5日に本部会議を開き、方向性を出す予定。

こういった現状を踏まえ、今後の対策について、まずは、教育長から説明願う。

- ・教育長

5月11日以降の学校運営について説明

- ・大阪府への緊急事態宣言が延長された場合
- ・大阪府への緊急事態宣言が解除された場合
- ・臨時休業を延長する場合の対応

- ・市長

了承

- ・危機管理監

5月11日までは臨時休業。5月11日以降の学校運営については、大阪府の方針を踏まえ対応していくことを確認する。

- ・危機管理監

次に、外出自粛、イベント自粛等への対応について私から説明する。

- ・危機管理監

外出自粛、イベント自粛等への対応について説明

- ・今現在、大阪府の方針を踏まえ、市主催のイベントの延長・中止、市有施設の閉館、市民に対しても市有施設を活用したイベント等の自粛をお願いしているところ。
- ・今後もこの考えを継続する。
- ・大阪府から方針が出れば、速やかに対応していく。

- ・市長

了承

- ・危機管理監

今後も大阪府の方針に準じた対応とすることを確認する。

- ・危機管理監

議題は以上

その他として、市民局長及びこども青少年局長から報告願う。

- ・市民局長

特別定額給付金に関するスケジュールについて説明

- ・5月中旬 給付対象者リストの確定
- ・5/15 専用コールセンター設置
- ・5/18 オンライン申請受付開始 6月上旬 オンライン振込開始見込み
- ・5/22 順次、申請書を郵送 申請受付開始 6月中旬 郵送 給付開始見込み

- ・こども青少年局長

子育て世帯への臨時特別給付金について説明

- ・児童手当（特例給付除く）を受給する世帯へ対象児童1名につき1万円を支給

- ・市長

特別定額給付金について、支給に時間がかかるのはわかるが、オンラインでも5/18から受付開始というのはシステムが間に合わないということなのか。

- ・市民局長

国のシステムと市のシステムと連携が必要となる。設定作業に一定期間がかかるため、

この日程となっている。

- ・市長

国と市のシステムを連携させるのに2週間もかかるのか。再度 ICT 戦略室に確認すること。

できる限り早く市民のもとに給付金を届けることができるように対応すること。

- ・市民局長

了解した。

- ・危機管理監

(特別定額給付金に関するマイナンバーカードの手続きや問い合わせ等による) 区役所の窓口の混雑状況はどうか。

- ・東淀川区長

(混雑が発生している状況に) 特に変化はない。

- ・危機管理監

市長からも指示があったように、給付に関して事務手続きも含めて速やかに対応していくようお願いする。

- ・危機管理監

新型コロナ禍における区の避難所開設・運営方針について、区長会議・安環防部会長から報告願う。

- ・東淀川区長

新型コロナ禍における区の避難所開設・運営方針案について説明

- ・避難者の避難先分離、熱・咳等者の迅速な引継ぎ、来所者数最小化と開設期間の短期化を基本方針とする。

- ・基本方針に基づき、市レベルの実施検討事項を検討していく。

- ・朝川副市長

自宅療養者について、各区で実施している健康観察の際に、積極的に軽症者用宿泊療養施設へ移行してもらうように働きかけていくこと。

- ・東淀川区長

本日の会議でこの基本方針が了承されれば、各区へ依頼していく。

- ・朝川副市長

自宅療養者の安全のためにも、防災の観点からも必要だと考える。

- ・危機管理監

次に次亜塩素酸ナトリウム液希釈液の配付について、区長会議・安環防部会長から報告願う。

- ・東淀川区長

次亜塩素酸ナトリウム液希釈液の配付案について説明

- ・次亜塩素酸ナトリウム液は取り扱いが注意となる液体

- ・水道局から提供していただく。

- ・資料では建設局の8工営所となっているが、建設局の4方面事務所を集積場所とし、各区の事業所へ配付。(小規模な事業所は各区役所から配付)

- ・危機管理監

補足説明

- ・日常生活において、手指の消毒は石鹼で十分効果がある。消毒のためのふき取り作業については、アルコールではなく、次亜塩素酸ナトリウム液希釈液で十分足りるという周知をホームページでも行っている。

- ・市民や事業所からのアルコールの需要もあるが、市民、事業者には次亜塩素酸ナトリウム液希釈液を提供させていただいて、なるべく(アルコールが必要不可欠な)医療従事者等へアルコールを提供していきたいと考えている。

- ・市長

DVの相談は電話しかないとのこと聞いている。

メールなどでの相談窓口を大至急作る必要があると考える。

- ・市民局長

環境整備を至急図っていく。

- ・市長

本日の国の専門家会議において、実行再生産数が1を下回っているとのことだが、この状態が続けば医療崩壊は避けることができると考えてよいのか。

- ・保健所長

今の減少傾向が続けば、医療崩壊は避けることができると考えてよいと考える。

しかしながら、第2波、第3波が来れば重症者が増えることになり兼ねないので安心

はできない。

- ・高橋副市長

新型コロナウイルス感染症対策用に必要な物品を、迅速かつ柔軟に手に入れる必要がある。

そういった観点からインターネット通販を導入できないかと考えているが、契約管財局長はどう考えるか。

- ・契約管財局長

確認を要する部分もあるが、会計室とも連携をとり至急お示しする。

- ・高橋副市長

早急に対応する必要があるので、連休明けには方針を出すこと。

- ・契約管財局長

了解した。

- ・市長

重症患者は平均すると何日でICUを出ることができるのか。

- ・保健所長

患者個人の状態によるので、数字で表すことは難しい。

平均は計算できていない。

- ・市長

外出自粛要請や施設の使用制限の解除を決めていくのに、重症の期間がどれぐらいなのかを確認し、重症者用の病床の稼働率を考えていかなければならない。

- ・保健所長

いままでの事例を確認する。